

# 気づき通信

平成26年 1月特別号

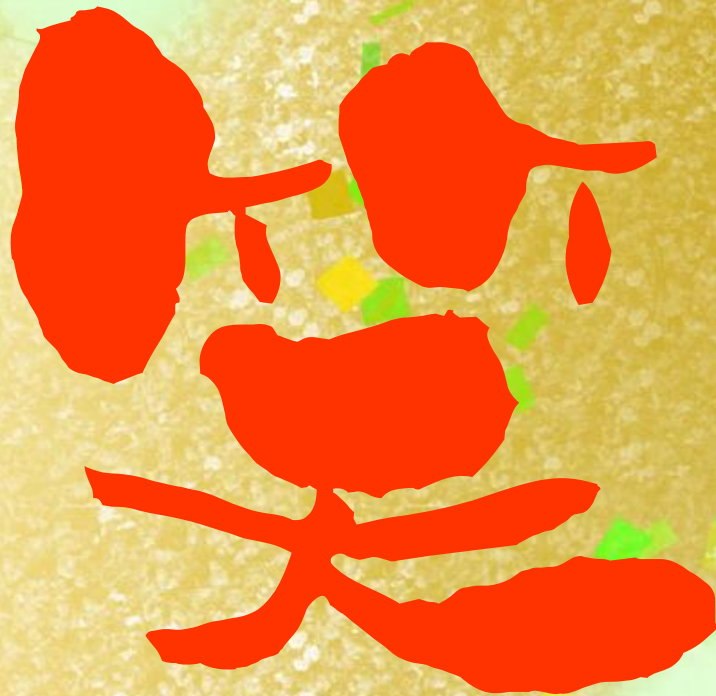
長公認会計士事務所

〒810-0001

福岡市中央区天神 3-4-5 ピエトロビル 6階

TEL092-731-4640 / FAX092-731-4628

<http://www.chou-acctg.com>



2024年





# 謹 賀 新 年



昨年中は色々お世話になりました。

本年も宜しくご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

長公認会計士事務所  
所長 長 伸幸  
所 員 一 同

盛和塾に入れていただき、稲盛和夫さんの考え方や、経営者の方々の経営体験談を学ぶ機会を与えてもらいました。

経営者に必要なことは、「燃える闘魂」「なにくそ、負けてたまるか」という強い思いであるということをおぼせていただいています。

新しき計画の成就是只不屈不撓の一心にあり。  
さらばひたむきに、只想え、気高く強く、一筋に

積極思想を説いた思想家、中村天風氏の言葉だ。

「新しい計画や目標が成就するかどうかは不屈不撓の一心、つまり、どんなことがあろうとも決して挫けない心にある。ならば、常にそれを自分に言い聞かせよ。気高い理想と高邁なビジョンを、強烈に心に描きつけよ」という意味である。

(稲盛 和夫 著 「燃える闘魂」から引用)

経営者の方々はずごいですね。もう一つ、最近知った漢詩を紹介します。

庭上一寒梅	庭上の一寒梅
笑侵風雪開	笑って 風雪を侵して 開く
不爭又不力	あらそわず また つとめず
自占百花魁	自ら百花の さきがけを 占む

新島襄（八重の桜の夫）

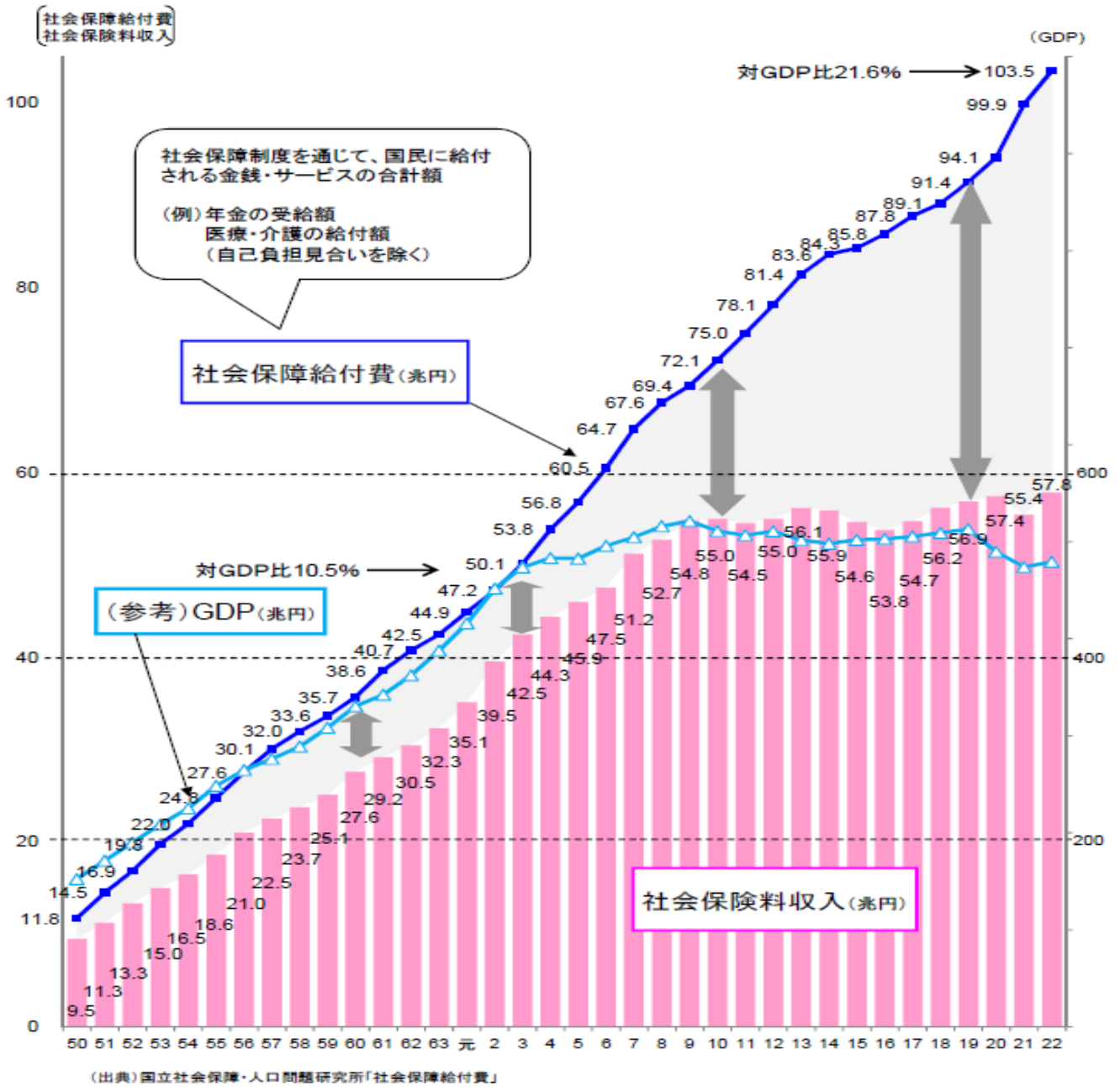
庭に咲いた一本の寒中の梅が、まだ寒い風雪に耐えてにっこり笑うように開いている。他の草木と争いもせず力みもせず、自然にあらゆる花の魁となって咲いている。

梅花の教え。「人生には、身も縮むほどの厳寒の時もあるが、そんな時も、お前は梅の花のように一番最初に春を告げ、ふくよかな香りを放てる人になれ。梅の花は上向きに咲くと氷雪で実を結ばない。下向きに咲いた花だけが実を結ぶのだ」

(越智 直正 著 「実践漢詩五十撰」から引用)



## 社会保障給付は社会保険料より 48 兆円不足



社会保障給付（年金・健康保険・介護など）は、毎年の保険料等でまかなえていません。

日本経済の成長がとまり、所得が増えないので保険料率の引き上げで働く世帯の負担感が高まる一方なのに、日本の人口は高齢化により、ますます社会保障給付は増加していきます。

平成 25 年度予算では不足 48 兆円。その不足を国の一般予算（税金と国債発行）や地方税でやっとうめています。

消費税の増税（10%のときで 13 兆円増税）だけでは無理で、日本経済が成長していかない限り、どこかで社会保障の大幅カットを実質的に行わざるを得ないでしょう。





## 平成 26 年 税 制 改 正



安倍政権になってから2回目の税制改正が行われます。

最近の税制改正の特色は、来年のことだけではなく、ずっと先の年の改正（増税）まで今決めておこうという流れです。

そこで、単に「今年、税法がどう改正されるか」という話ではなく、「すでに成立している税法改正を含めて税金がどう変わっていくのか」ということを見ていきます。

流れのポイントは、消費税の引き上げと、その不満をかわすために富裕層にさらに税負担を重くしていこう。富裕層といえば、高い給与をもらっている人と資産家ということになります。

一方、法人には世界的な流れでより減税をしていかざるを得ない。そうしなければ、企業は利益を目標に活動するものですから、より利益があげやすい国（法人税率が安い国）に工場と人件費をもっと移してしまう、つまり、日本では利益を計上しないような行動をとり続けるようなことになるからです。

私どものお客様に主に関係のあるものにポイントをしばって説明させていただきます。

### ∞ ∞ ∞ 消 費 税 ∞ ∞ ∞

#### ● 平成 26 年 4 月 1 日より消費税率 5% から 8% へ引き上げ

ところが経過措置等の対象になるような特別な取引については消費税率が平成 26 年 4 月 1 日以降の取引であっても消費税率 5% が適用されるものもあります。そのため、経理の方は 5% の取引なのか、8% の取引なのか注意して会計処理をしていく必要があります。

例えば、売掛金の貸倒れが生じた場合に消費税 5% 時代の売掛金の貸倒れなのか、8% 時代の売掛金の貸倒れなのか、などです。

また、簡易課税等を採用しているような小企業においても 3 月の売上なのか、4 月以降の売上なのかきちっと分けていかなければなりません。

#### ● 簡易課税制度を不動産業については増税

原則、事業者は売上時に受け取った消費税から実際に仕入や経費に伴って支払った消費税を差し引いた残額を納税します（原則課税）が、課税売上高が小規模の中小事業者は、実際の課税仕入れ等の税額を計算することなく、課税売上高に業種ごとに定められている一定割合を掛けて、仕入控除税額の計算を行うこと（簡易課税）も事前の届出をしていけば認められています。

「簡易課税制度」は、前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の消費税のかかる売上高が 5,000 万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出している事業者が制度の適用を受けることができます。

この簡易課税で計算する税額が平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する課税期間から（個人は原則平成 28 年から）不動産業については増加します。

不動産業については、現行の第 5 種事業（みなし仕入率 50%）から第 6 種事業（みなし仕入率 40%）に区分され仕入率が縮小という形になります。

例えば、不動産の賃貸業を営む個人の方のオフィスビルなどの賃貸収入が 4,800 万円としますと、改正前のルールでは消費税納付額は 240 万円（4,800 万円×10%—4,800 万円×50%×10%）ですが、改正後は 288 万円（4,800 万円×10%—4800 万円×40%×10%）と 48 万円の増税となります。

（注）不動産業でも、アパート収入などは非課税です。

### 『誤解しないで顧問料の消費税』

平成 26 年 4 月 1 日より、いよいよ消費税の税率が上がります。

弊社の顧問料につきましても、平成 26 年 4 月分より消費税率を 5%から 8%にて請求させて頂きますが、お客様にご負担をお掛けするものではありません。

消費税は、預かった消費税と取引先に支払った消費税との差額を国に納める仕組みなので、会社の経費として顧問税理士に支払う消費税が増えれば、その分国に納める金額が減少します。

従いまして、業者に支払う消費税と国に納める消費税の合計は変わりません。

ご拝察お願い致します。

## ∞ ∞ ∞ 法人税 ∞ ∞ ∞

資本金 1 億円以下の中小法人(大法人の子会社等を除く)に適用される重要な改正ポイントには次のようなものがあります。

### ● 法人税の税率が下がる方向にあります

3 月決算法人を例にすると、次の通りです。

		平成 24 年 3 月期まで	平成 26 年 3 月期まで	それ以降
一般の法人	利益 800 万円以下の部分	28.4%	26.4%	24.9%
	利益 800 万円 超 の部分	44.8%	42.1%	39.5%
通常の医療法人	利益 800 万円以下の部分	21.1%	19.1%	17.6%
	利益 800 万円 超 の部分	35.2%	32.5%	29.9%

（注）

- ・上記は、法人税、住民税、事業税を含む単純税率です。
- ・事業税は損金算入されますので、実際の実効税率はもう少し下がります。[一般の法人 最高 36%]
- ・通常の医療法人は、社会保険料収入には事業税が課税されません。
- ・法人税率は復興特別法人税率（平成 25 年 3 月期，平成 26 年 3 月期）を含んでいます。
- ・住民税の標準税率は法人税の 17.3%です。住民税の税率が引き下げられ、新たに国税である地方法人税（仮称）が創設されますが、合計では従来の住民税率と同じです。

今回の改正で、復興特別法人税が1年前倒しで廃止とされたため、減税がはやまりました。所得税の税率が個人住民税を含めて、55%まで上がるのに対して、法人税率は下がる方向にあります。

特に中小法人や医療法人では、法人と個人との両方を合わせたところで、トータルの税負担を考慮していく必要が増えます。

## ● 中小企業投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制の対象となる機械装置などの対象設備が拡充されました。

さらに、対象となる設備投資を行った場合には、従来の特別償却30%から普通償却とあわせて即時100%償却が認められることになりました。

また、税額控除を選ぶ場合、資本金3,000万円以下の企業の場合、投資額の10%（従来は7%）、資本金3,000万円超1億円以下の企業の場合投資額の7%（従来はゼロ）の税額控除が受けられることになりました。

なお、設備投資した資産が中小企業投資促進税制の対象に当てはまらなくても、新規に導入される生産性向上投資促進税制（即時100%償却か5%の税額控除）の対象になる場合もあります。

## ● 交際費の損金算入枠が拡充されます

中小法人の場合、従来は交際費のうち損金（必要経費）として認められるのは、600万円までの交際費金額のうち、90%までという制限がありました。

平成25年4月以降開始事業年度からは800万円までは全額損金として認められています。

### 『ギンザノミクス』

大企業（資本金1億円超の企業）では、交際費は必要経費と認められていませんでしたが、飲食費（社内飲食費は除く）に限り50%は必要経費と認められることになりました。

20年前6.2兆円あった交際費が今は半分以下の2.9兆円まで減少しています。経済活性化という意味で交際費・社交族の復活が期待されています。

## ● 雇用促進税制の拡充

従業員数が2人以上（大企業は5人以上）かつ10%以上増加している等、一定の条件を満たしている場合の税額控除が拡充されます。

従来の税額控除	増加人数×20万円
平成25年4月以降開始する事業年度	増加人数×40万円

(注) 事前のハローワークへの届出が必要です

## ● 所得拡大促進税制

従来は企業全体で5%以上給与・賞与を増やしたら税額控除をするといっていましたが、2%以上増やしたら税額控除が受けられる制度に改められました。

## ∞ ∞ ∞ 所得税 ∞ ∞ ∞

個人の所得税及び住民税の税負担は、富裕層にしわ寄せがきており、平成 25 年 12 月に出された税制改正においては平成 28 年、29 年に至るまで今後ますます富裕層の負担は増加する見込みとなっています。

### ● 給与所得控除の見直し

給与所得については、給与を得るための必要経費という趣旨で給与・賞与の額から給与所得控除の金額を差し引いて「給与所得」とされています。

この給与所得控除を高額所得者について、従来より少しずつ引き下げて、同じ給与・賞与の金額でも税金のかかる給与所得の金額を増やしていこうという増税が行われています。

例えば、給与・賞与の金額が年間 3,000 万円と変わらないとしても次のように税負担は増えていきます。

	給与・賞与	給与所得控除	給与所得	
平成 24 年度	3,000 万円	320 万円	2,680 万円	
平成 25 年度 ～ 平成 27 年度	3,000 万円	245 万円	2,755 万円	所得税・住民税 38 万円増加
平成 28 年度	3,000 万円	230 万円	2,770 万円	所得税・住民税 7.5 万円増加
平成 29 年度	3,000 万円	220 万円	2,780 万円	所得税・住民税 5 万円増加

平成 29 年からは給与・賞与が 1,000 万円を超えている人にまで増税が広がります。日本では給与・賞与 1,000 万円以上が富裕層なのですかね。

高校授業料の無償化制度についても所得制限が設けられ、今春（平成 26 年 4 月入学）の新生入生からは無償化制度の適用を受ける世帯は、世帯年収（夫婦合算で判断）が 910 万円未満に限られており、高校授業料の負担も増加します。世帯年収が 910 万円を超えているのは、全体の 22%とのことです。

### ● 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除額の限度拡大

平成 26 年 4 月 1 日以降に消費税率 8%で住宅を購入した人が、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除額が拡大されます。ただし、借入金の上限の拡大であり、年末借入金残高 1%というルールは変更されていませんので注意してください。

居住年	借入限度額	控除限度額
平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月	2,000 万円	20 万円
平成 26 年 4 月～平成 29 年 12 月	4,000 万円	40 万円

※住宅ローン控除は 10 年続きます。

平成 26 年 4 月 1 日以降に消費税率 8%で住宅を購入した人でいわゆる住宅ローン控除の全額を受けられないような方、おおむね世帯年収が 510 万円以下の方について、30～10 万円の

現金の給付が受けられる『すまい給付金』制度の適用を受けることができます。

なお、住宅ローンを利用しない方（年収が概ね 650 万円以下）についても『すまい給付金』の対象になります。

## ● ゴルフ会員権・リゾート会員権などの譲渡損失の他の所得との損益通算の禁止

平成 26 年 4 月 1 日以降の譲渡から損益通算が禁止されます。

含み損を抱えているゴルフ会員権などを保有している場合は、平成 26 年 3 月 31 日までに損益通算の損得を考えて、売却するかどうかの検討が必要になります。

## ∞ ∞ ∞ 資 産 税 ∞ ∞ ∞

平成 26 年度の資産税の税制改正のうち、皆様に特に関係するもの 4 つをご紹介します。

## ● 相続税の増税

平成 27 年 1 月 1 日以降の相続について相続税の課税対象者の拡大及び相続税の増税が開始されます。

## ● 医療継続に係る相続税・贈与税について、納税猶予等の創設がなされます (移行計画認定制度執行日以後適用)

相続人が持分の定めのある医療法人の持分を相続又は遺贈により取得した場合、その法人が新たに法定される移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税を猶予し、持分を放棄した場合には、猶予税額を免除する制度が導入されます。

また、出資限度額法人で出資者が持分を放棄したことにより他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして当該他の出資者に贈与税がかされる場合についても同様な税制が導入されます。

一見良さそうに感じるのですが、この制度を適用するための詳細な要件が決まっていません。単純に持分の定めのない医療法人に移行する場合において、出資者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められるときは、その医療法人に贈与税課税が生じることになっています。それが免除されるルールがありますが、その条件は特定医療法人や社会医療法人への移行する条件と同じであり相当困難です。相続税が払えないときの、最後の手段ととらえて、安易な期待は禁物です。

## ● 住宅の小規模宅地等の判定の基準が明確化

小規模宅地等の特例とは、一定の要件を満たした土地については、相続税評価額を大幅に減額できる制度です。この制度のうち、以下の 2 点が平成 26 年 1 月 1 日から明確化されました。

### ① 二世帯住宅の取扱い

一棟の二世帯住宅に被相続人及びその相続人たる子供が各独立部分に居住していた場合、区分所有登記をしていなければ被相続人及びその子供が居住していた部分を合わせて被相続人の自宅として小規模宅地の対象となります。（共有登記）



一方、区分所有建物である場合には、二世帯住宅のうち、被相続人の居住の用に供されていた部分のみが自宅の小規模宅地等の対象となり、相続人たる子供の居住部分は対象外となります。つまり、同じ利用状況の二世帯住宅でも、一棟で共有登記するか、区分登記するかで、評価減の金額が変わってくるということです。登記をする際は十分注意してください。

## ② 老人ホームへの入所と自宅の判定

老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地について、これまで終身利用権を利用した老人ホームへの入居の場合は自宅の小規模宅地の対象にならないとされていましたが、介護が必要でかつ、貸付られていなければ対象となります。

## ● 相続で取得した土地売却についての譲渡所得税の課税強化

平成 27 年 1 月 1 日以後に開始する相続・遺贈により取得した土地についての相続税の取得費加算制度が変わります。

この制度は、相続等により取得した土地等を、相続税の申告期限から 3 年以内に譲渡した場合、納付した相続税の一部を、譲渡所得税を計算する際、経費として算入できる制度です。この経費とできる相続税の計算がより制限されます。

土地等を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、取得費の加算する金額は、相続したすべての土地に対応する相続税相当額から、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額に縮減されます。

改正前： 相続税×その人が相続した全ての土地等の評価額／その人が相続した全財産の評価額

改正後： 相続税×その人が譲渡した土地等の評価額／その人が相続した全財産の評価額

(具体例)

A さんが納付した相続税 1 億円  
 A さんが相続した全財産の額 5 億円  
 A さんが相続した全ての土地等の額 2 億円  
 A さんが相続した土地のうち、今回譲渡した土地の相続税評価額 5000 万円

(改正前)	(改正後)
1 億円×2 億円／5 億円 =4,000 万円	1 億円×5000 万円／5 億円 =1,000 万円

このように、経費とされる金額が小さくなります。その分だけ土地の譲渡所得税は増加します。





## 会社における「改善」のすすめ



### 「改善」=生き残るための変化

新しい年を迎えるにあたり、「目標」「目的」等多くの熱い想いを掲げられたと思います。その想いを達成するための方法として、「改善」が考えられます。

「改善」という言葉は、トヨタのかんばん方式など製造業が解りやすい例としてよく取り上げられていますが、今現在そのノウハウを基に多くの企業に取り入れられています。

その基本となっていることは、「目的及びゴールを明確にすること」・「社員全員が共通の意識・発想を持つこと」・「成功させ継続すること」です。

「小変=小さな変更」の継続が、「大変=大きな変化」につながります。

成功体験の継続、社員の意識を変えていく事も、生き残るための社長の重要な仕事の一つです。

### 「改善」とは何か

現状の仕事の繰り返しは、「慣れ」もあり「楽」です。

しかし、社会環境の変化に伴いもっと効率的な仕事のやり方や、不要になる業務も発生してくると思います。

しかし、同じ仕事の繰り返しが一番「楽」ですので、「変化」を受け入れるには抵抗がありません。

「無」から「有」を作り出すのですから、相当な生みの苦しみや苦痛が発生しますが、それを達成するにはまず、「目標」と「目的」も明確にする必要があります、それが「改善」の第一歩です。

ちょっと前ですが、サッカー女子日本代表のなでしこジャパンが、ワールドカップ・オリンピックでメダルを獲得しました。

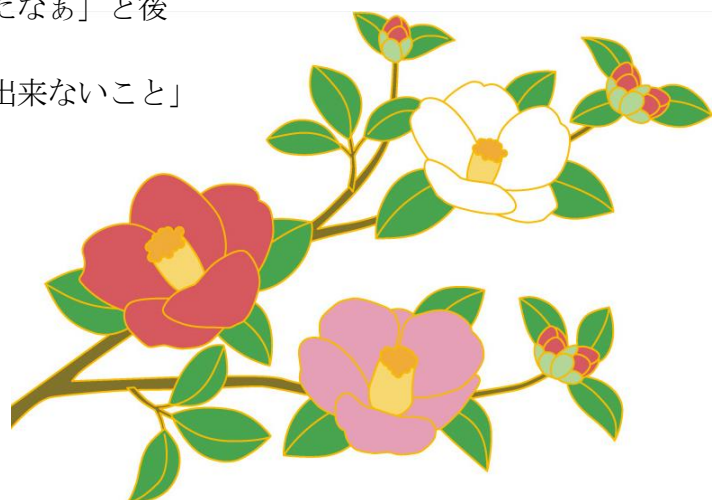
彼女たちの「目的」は、日本の女子サッカーをメジャーなスポーツにすることです。その為の「目標」として、金メダルの獲得を挙げたのです。

とはいえ、改善しようと思ってもなかなか改善できないというのが本音ではないでしょうか。

まず手をつける場所は、問題の改善が「出来ること」「出来ないこと」を分けることです。改善の始まりは「小変」ですので、まず簡単に出来ることを実行し、それをかさねることによって状況が変わり、その時点で再度「出来ること」「出来ないこと」を分けていくことが一連の流れとなってきます。

「無理なこと」、「出来ないこと」、「不可能なこと」から始めると年末に「今年も何も変えられなかったなあ」と後悔してしまうこととなります。

年末に後悔しないために、「出来ること」「出来ないこと」の分別から始められてはいかがでしょうか。





## 笑 い ば な し



- ✦ 彼女、都会は初めての自他共に認める田舎育ち。自転車通勤の途中、新興宗教の勧誘で、目をつぶって一分お祈りしてくださいと言われたそうで、言われるままに自転車を止めてお兄さんと一緒にお祈りを。お兄さんに、自分で一分たったと思ったら目を空けてくださいといわれ、一生懸命60を数えて目をあけたら、自転車もろともお兄さんも消えてなくなっていたとのこと。
- ✦ ジュースを買おうとして、自販機の下にお金を落としたので探していたら、たまたま通りがかった友達に「おまえんち大変なんだな」と言われた。
- ✦ とうちゃんが風呂に入っている間に、とうちゃんの携帯の待受画面をかあちゃんの顔にしといてあげた。なんか喜んでた。…アレ？
- ✦ 修学旅行の最終日、朝の6:30に大きな音の目覚まし時計をセットした。12時間後、満員の中央線の中で目覚まし時計は再びけたたましくなったが、身動きできず次の停車駅まで耐えるしかなかった。
- ✦ 「私、家事ぜんぱんは得意だけど後半は苦手だなあ」と言って恥をさらした。私は中学2年まで掃除洗濯が「家事前半」で、その他が「家事後半」だと信じていた。
- ✦ ウチの部長は、いつも「メリーさんの羊」を口ずさんでいる。と思ったら、社内の男性が、全員が口ずさんでいた。その謎が解けたのは、入社半年後だった。初めて親会社への電話で待たされた時、その保留音が「メリーさんの羊」だったのだ。変な宗教じゃなくて良かった・・・と心底思った。
- ✦ 銀行に勤めていたときのこと、「研修マニュアル」のことを、支店長は「研修アニマル」といつも平然と言っていた。朝礼や終礼で、言う度に男達は聞いて聞かぬフリだし、(出世にひびくんだろなあ) オンナノコたちは、笑いをこらえるのがやっとなで、いつも肩を震わせていた。「動物園で研修するんかい!!!」
- ✦ 病院内で我がもの顔のいかにも「俺様は社長で大事な仕事の話した」的な態度と大声で携帯使ってた馬鹿オヤジの横を通過中に左胸を押えて倒れ込み「た…頼む切ってく…れ…」と懇願した。オヤジはダッシュで逃亡、病院内パニック。
- ✦ 得意先に寄った帰り、道端にぶっ倒れている会社員風の人がいた。交通事故直後だったらしく、しばらく動かなかった。そこへ携帯電話が鳴り「はいっ、××でございます。いつもお世話になっております。」と、とっさに対応していた。びっくりした。
- ✦ 終電を降りて駅から自宅へと歩いていた時の事。突然どこからか大きな歌声が・・・ヨッパライ?と思ったら、深夜のホームにこだましていたのは、マイクのスイッチを切り忘れた駅員さんの「津軽海峡冬景色」の熱唱だった。
- ✦ 「知り合い」と表示させたくて変換したら、「尻愛」と変換。どーゆー知合いなんだろ……

# 平成26年度 税制改正セミナー

「気づき通信」で紹介している税制改正をより詳細に説明いたします

【日 時】	平成26年2月14日（金） 13:30～15:30
【会 場】	TKP天神シティセンター 《S-1》 TEL: 092-718-7711 福岡市中央区天神2-14-8 福岡天神センタービル 8階
【講 師】	長 伸幸 ・ 山崎 倫明
【参加費】	無 料

## 平成26年度税制改正主要項目

- 消費税の増税と経理処理のポイント
- 法人税と所得税の改正
- 法人と個人の TaxPlanning
- 相続・贈与税の増税攻勢

☞ セミナーへ参加ご希望の方は、今すぐこのまま FAX 又はお電話下さい。☞

## 参加申込書

長公認会計士事務所 宛 (FAX: 092-731-4628)

会社名 \_\_\_\_\_ ご参加者 \_\_\_\_\_ (他 名)

TEL: \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_

※お申込みいただいた方へ後日「地図等のご案内」をFAX致します。

《お問い合わせ》

長公認会計士事務所 (担当: 下平)

TEL: 092-731-4640

FAX: 092-731-4628